

介護職員等特定処遇改善加算について

2019年度の介護報酬改定に於いて、介護職員の確保・定着を図っていく為、現行加算に加えて特定処遇改善加算を創設し、経験・技能ある介護職員を重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、一定程度その他の職種の処遇改善も行うことが出来る柔軟な運用が認められました。

賃上げを行う職員の範囲としてのグループ分け（3つのグループ）

(A) 経験・技能ある介護職員

*要件：①介護福祉士の資格は必須要件 ②勤続10年以上、また、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能、また、事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能を勘案し対象と出来る

(B) その他の介護職員

* (A) 経験・技能ある介護職員以外の介護職員

(C) その他の職種

*看護職員 相談員 事務員 用務員(宿直者 清掃員)等が対象

*既に賃金が年収で440万円超の職員は対象外（賃金改善後の賃金が440万円を上回る場合も対象外）

*居宅のケアマネは算定対象外のサービスの為、対象外となる